

審 査 基 準

平成 29 年 3 月 12 日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第 101 条第 5 項
処 分 の 概 要 : 運転免許証の更新 (適性検査により判断する場合以外の場合)
原権者 (委任先) : 福岡県公安委員会
<p>法令の定め : 道路交通法第 92 条の 2 第 1 項 (免許証の有効期間)、第 101 条第 1 項 (免許証の更新及び定期検査)、第 101 条の 2 の 2 第 1 項 (更新の申請の特例)、第 101 条の 3 (更新を受けようとする者の義務)、第 101 条の 4 第 1 項及び第 2 項 (70 歳以上の者の特例)</p> <p style="padding-left: 2em;">道路交通法施行令第 33 条の 7 (優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第 37 条の 6 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第 37 条の 6 の 2 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)</p> <p style="padding-left: 2em;">道路交通法施行規則第 29 条 (免許証の更新の申請等)</p> <p style="padding-left: 2em;">運転免許に係る講習等に関する規則第 2 条</p>
審 査 基 準 :
<p>標準処理期間 : 自動車運転免許試験場 . . . 即日</p> <p style="padding-left: 2em;">※ 県外住所地を有する者の経由申請 . . . 2 日間</p> <p style="padding-left: 2em;">県内住所地を有する者の経由申請 . . . 3 日間</p> <p style="padding-left: 2em;">(上記期間には、いずれも行政庁の休日は含まない。)</p> <p style="padding-left: 2em;">警察署 (遠隔地 8 署) . . . 即日</p>
申 請 先 : 自動車運転免許試験場
<p>問い合わせ先 : 警察本部運転免許試験課自動車運転免許試験場免許係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡自動車運転免許試験場 (092-565-5010) ○ 北九州自動車運転免許試験場 (093-961-4804) ○ 筑豊自動車運転免許試験場 (0948-26-7110) ○ 筑後自動車運転免許試験場 (0942-53-5208)
備 考 :